

内閣参質二〇〇第二七号

令和元年十月二十五日

内閣總理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員有田芳生君提出安倍首相と日朝首脳会談に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出安倍首相と日朝首脳会談に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、安倍内閣総理大臣が日朝首脳会談の実現について「条件をつけず」との表現を用いたのは、御指摘の「今年五月一日に行われた産経新聞のインタビュー」における発言が初めてである。

また、御指摘の「政府は、これまで日朝首脳会談の実現に「条件をつけていた」ことになります」の趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の安倍内閣総理大臣の発言の趣旨は、令和元年五月九日の参議院内閣委員会において、安倍内閣総理大臣から「北朝鮮の核、ミサイル、そして何よりも重要な拉致問題の解決に向けて、相互不信の殻を破り、次は私自身が金正恩委員長と向き合うとの決意を私は従来から述べてきたところでございます。条件を付けずに会談実現を目指すとは、そのことをより明確な形で述べたものであります。」と答弁しているとおりである。これ以上の詳細については、今後の対応に支障を來すおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

二について

お尋ねの「安倍首相が拉致問題の解決を日朝国交正常化の「出口」に位置づけた」の趣旨が必ずしも明

らかではないが、北朝鮮との関係に関する政府の方針は、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといつた諸懸案を包括的に解決し、日朝国交正常化を実現していくというものである。

三について

報道機関の取材や報道内容について、政府としてコメントすることは差し控えるが、政府としては、言論の自由を始め、表現の自由は、憲法で保障された基本的人権の一つであり、これを尊重することは当然のことと考えている。